

久留米市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の木造住宅の耐震改修等により、震災に強いまちづくりに寄与するため、久留米市木造住宅耐震改修等事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 木造住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー工法）で建築された木造の一戸建て住宅（併用住宅の場合は過半が住宅のもの）の階数が地階を除く2以下のものをいう。
- (2) 耐震診断 日本建築防災協会（昭和48年1月5日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。）による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が建築物の地震に対する安全性を評価するものをいう。
- (3) 耐震改修等 耐震診断の結果、木造住宅の上部構造評点が1.0未満のもので、次に掲げる工事をいう。
 - ア 耐震改修工事 木造住宅の上部構造評点が建物全体を1.0以上になるように耐震補強又は1階部分を1.0以上になるように耐震補強する工事
 - イ 建替え等に伴う除却工事 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保し、その木造住宅を除却する工事

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、市長が特段の事情があると認める者を除く。

- (1) 第4条に掲げる補助対象住宅の所有者で、第6条の補助金交付の申請等を行う者（以下「申請者」という。）
- (2) 同一敷地内において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (3) 本市の市税を滞納していない者
- (4) 交付決定前に、耐震改修等の契約及び工事着手を行っていない者
- (5) 耐震診断前に、耐震改修等に付随する工事の契約及び工事着手を行っていない者

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、市内の木造住宅を市内事業者（市内に本店、支店等の事業所を有する事業者又は市内の個人事業者をいう。）が耐震改修等を行うもので、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築（昭和56年6月1日以降に増築等を行ったものを含む。）し、次に掲げるいずれかで補助対象住宅の建築年月日及び構造、規模が証明できるもの
 - ア 建築時に建築確認申請が必要な区域は、建築確認済証又はそれに代わる証明書
 - イ 同号ア以外の区域は、建物の全部事項証明書又はそれに代わる証明書

2 建替え等に伴う除却工事は、第6条第1項第2号の申請を行う日及び申請前年度の1月1日時点において居住しているものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助対象経費は、補助対象住宅に要する費用で、次の各号に定める額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- (1) 耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用と補助金交付年度の国土交通省住宅局

所管事業に係る 1 平方メートルあたりの耐震改修工事費の単価に、延べ床面積を乗じて得た額のいずれか低い額の 23.0 パーセントに相当する額とし、500,000 円を限度とする。

- (2) 建替え等に伴う除却工事 除却工事に要する費用と補助金交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る 1 平方メートルあたりの耐震改修工事費の単価に、延べ床面積を乗じて得た額のいずれか低い額の 23.0 パーセントに相当する額とし、300,000 円を限度とする。

(補助金交付の申請等)

第6条 申請者は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事を行う場合は、次のアからキに掲げる書類

- ア 建築年月日及び構造、規模が証明できるもの（第4条第1項に掲げる証明書）
- イ 建物の全部事項証明書又はそれに代わる証明書。ただし、所有者が法人にあっては、法人登記の全部事項証明書
- ウ 市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- エ 耐震診断結果報告書（第2条に規定する建築士の記名、押印があるもの）
- オ 耐震補強計画書（第2条に規定する建築士の記名、押印があるもの）
- カ 耐震改修工事に要する費用の見積書（事業者の押印があるもの）
- キ その他市長が必要と認める書類

- (2) 建替え等に伴う除却工事を行う場合は、次のアからケに掲げる書類

- ア 建築年月日及び構造、規模が証明できるもの（第4条第1項に掲げる証明書）
- イ 建物の全部事項証明書又はそれに代わる証明書。ただし、所有者が法人にあっては、法人登記の全部事項証明書
- ウ 市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- エ 耐震診断結果報告書（第2条に規定する建築士の記名、押印があるもの）
- オ 建替え等に伴う除却工事に要する費用の見積書（事業者の押印があるもの）
- カ 申請を行う日及び申請前年度の 1 月 1 日時点において居住が確認できるもの（住民票又はそれに代わる証明書）
- キ 自らが居住するために確保した住宅の地震に対する安全性が確保されていることが確認できる証明書
- ク 賃借等により住宅を確保するものは、賃貸借契約書又はそれに代わる証明書
- ケ その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の適否の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請にかかる補助金の交付について、その内容を審査し当該年度の予算の範囲で適否を決定するものとする。

(決定又は却下の通知)

第8条 市長は、前条の規定により審査した結果、補助金の交付決定又は申請却下について、次の各号の該当する書面により、申請者に対し、速やかに通知するものとする。

- (1) 交付決定 補助金交付決定通知書（第2号様式）
- (2) 申請却下 補助金交付申請却下通知書（第3号様式）

(補助金交付申請の取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「受給決定者」という。）が事情により事業を中止しようとするときは、補助金交付申請取下申請書（第4

号様式) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、受給決定者が前項の補助金交付申請取下申請書を提出したときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに補助金交付決定(全部・一部)取消通知書(第5号様式。以下「取消通知書」という。)により受給決定者に対して通知するものとする。

(事業内容の変更)

第10条 受給決定者は、事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(第6号様式)に第6条第1項に定める書類のうち変更内容がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときその内容を審査し当該年度の予算の範囲で適否を決定し、速やかにその決定した内容を変更(決定・却下)通知書(第7号様式)により受給決定者に通知するものとする。

(事業の実績報告)

第11条 受給決定者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修工事を行った場合は、次のアからカに掲げる書類。

- ア 請負契約書の写し
- イ 施工者からの請求書又は領収書の写し
- ウ 工事監理・施工状況報告書
- エ 耐震補強後の耐震診断報告書(第2条に規定する建築士の記名、押印があるもの)
ただし、第6条及び第10条で提出した耐震補強計画書の内容に変更がない場合は省略できるものとする。)
- オ 耐震補強の施工前、施工後が分かる写真
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 建替え等に伴う除却工事を行った場合は、次のアからオに掲げる書類

- ア 請負契約書の写し
- イ 施工者からの請求書又は領収書の写し
- ウ 除却前後の写真
- エ 新たな住宅への居住が分かる証明書(住民票)
- オ その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第9号様式)により当該受給決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 受給決定者は、補助金交付の請求をするときは、請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第14条 市長は、受給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 第11条に規定する期限内に書類等の提出がなされないとき。
- (3) 同項各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

- 2 前項の規定は、第12条の補助金額の確定通知を行った後においても同様とする。
- 3 市長は、同条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、取消通知書により通知しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（第11号様式）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の整理及び保存)

第16条 市長は、受給決定者に補助金の用途に関する領収書等の関係書類を整理させ、補助金交付決定を受けた年度終了後5年間保存させるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(木造住宅の補助金の額の特例)

- 2 平成23年1月31日から平成23年3月31日までの間に、市長が耐震改修工事の必要性を認め、採択したものについては、第6条第1項第1号の規定にかかわらず次の表に定める額とする。ただし、耐震改修工事に要する費用の額と延床面積に32,600円を乗じて得た額のいずれか低い額（以下「A」という。）の23.0パーセントに相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは1,000円未満を切り捨てた額）に300,000円を加えた額がAを超える場合は、Aとする。

	Aの11.5パーセントに相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは1,000円未満を切り捨てた額）	額
(1)	200,000円以下の場合	Aの23.0パーセントに相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは1,000円未満を切り捨てた額）に300,000円を加えた額
(2)	200,000円を超え、250,000円以下の場合	Aの11.5パーセントに相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは1,000円未満を切り捨てた額）に500,000円を加えた額
(3)	250,000円を超える場合	750,000円

(木造住宅の補助金の額の特例)

- 3 平成23年10月1日から平成25年12月28日までの間に、補助金の交付の申請を行ったものに係る補助金の額は、第6条第1項第1号の規定にかかわらず、同号中「23.0パーセント」とあるのは「46.0パーセント」と、「500,000円」とあるのは「800,000円」とする。

附 則

この要綱は、平成23年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。